

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】

1301

北九州市公告第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成25年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランド八幡西店
北九州市八幡西区上上津役三丁目23番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年12月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,500平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
234台
 - (2) 駐輪場の収容台数
25台
 - (3) 荷さばき施設の面積
55平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
75立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時まで

8 届出年月日

平成25年4月25日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成25年5月9日から同年9月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年9月9日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見